

平取町障がい者活躍推進計画

令和8年4月

■機関名	平取町役場
■任命権者	平取町長 遠藤 桂一

I 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とします。

なお、計画期間内においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

II 当町の現状・課題と計画の目的

当町は、令和 7 年度の障害者任免状況通報において、法定雇用率の達成状況は下表のとおりでありました。

今後、法定雇用率を達成していくための取り組みを強化していきます。

(参考)

●障害者雇用率の状況

平取町における令和 7 年 6 月 1 日現在の雇用率は、次のとおりとなっています。

法定雇用率 (A)	法定雇用障害者数の算 定基礎となる職員の数 (B)	法定雇用 障害者数 (A) × (B)	実雇用障 害者数 (C)	実雇用率 (C) / (B) * 100
2. 8 %	1 9 4 人	5. 4 3 人 ≒ 5 人	3. 5 人	1. 8 %

※ 令和 7 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況通報書より。

III 目標

本計画の取り組みにより、次の目標を計画終了後の令和 1 3 年 4 月 1 日に達成していることを目指します。

【目標】 実雇用率 2. 5 8 %

(職員の人数の推移にもよりますが、現状の障がい者である職員数を維持していくとともに新規職員の採用が必要です。)

【評価方法】 毎年度の任免状況通報により把握・進捗管理。

IV 取組内容

1. 障がい者の活躍を推進するための体制整備

障がい者である職員の活躍を持続的に推進し、また、本計画に掲げる目標を達成するため、次のとおり体制を整備し取り組んでいきます。

(1) 人事担当責任者

副町長を障害者雇用推進者として選任します。

(2) 支援担当者

職場の上司、同僚を支援担当者とします。

(3) 障害者職業生活相談員

当町では、選任すべき基準に達していないことから障害者職業生活相談員は選任していません。

今後、障がい者である職員の増員が見込まれる際に選任を検討します。

(4) 庁舎相談窓口の設置及び関係機関との連携体制の構築

障がい者である職員や、支援担当者が相談できる窓口を総務課に設置

し、掲示板等により周知します。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、関係機関と相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施する人事評価面談の際、障がい者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要である措置を講じます。

(2) なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

(3) 募集・採用に当たり、次のような取扱いを行いません。

① 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

② 自力で通勤できることといった条件を設定する。

③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら

れること」といった条件を設定する。

⑤ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) 職務環境

①庁舎建替えの際には、障がい特性に配慮した福利厚生施設等（多目的トイレ、スロープ等）の整備を積極的に行います。

②建替え計画や予算等も考慮し、可能な範囲で配線等による床の段差解消に努めます。

③限られた執務スペースを有効に活用し、可能な範囲内で机の配置等についても配慮します。

(5) キャリア形成

本人の希望等も踏まえつつ、障がい者である職員が持続的に活躍していけるよう、支援担当者等を対象とした研修の場の提供に努めます。

4. その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。